二十七　五百円の貨幣のうち令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの

素材	ニッケル黄銅、白銅及び銅
品位	千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五
量目	七・一グラム
形式	  直径　二十六・五ミリメートル

別表第三第二号中「五千百三十二万四千枚」を「七千八百九十八万枚」に改め、同表中第五十号を第五十一号とし、第四十九号を第五十号とし、第四十八号を第四十九号とし、同表第四十七号中「八万枚」を「十二万三千枚」に改め、同号を同表第四十八号とし、同表中第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三十一号中「百十万枚」を「百三十一万二千枚」に改め、同号を同表第三十二号とし、同表中第三十号を第三十一号とし、第二十一号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

素材	ニッケル黄銅、白銅及び銅
品位	千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五
量目	七・一グラム
形式	  直径　二十六・五ミリメートル

二十一　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣　八百万二千枚

別表第四に次のように加える。

四十一　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十八号ハ、ホからトまで、リからルまで、ワ及びカに掲げるものにつきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの	七万九千百七十三円
四十二　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十八号ニ、チ及びヲに掲げるものにつきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの	二万六千三百九十一円